

顧問業務の内容

●業務全般についての法律問題の相談

面談予約を優先的に確保させて頂くほか、電話(弁護士の携帯電話を含む)、ファクス、メールによるリアルタイムでの相談に応じます。

●契約書類のほかさまざまな書類についてのリーガルチェック

弁護士のチェックを経たうえで書類を作成すれば安心感も倍増するはずです。貴社名義での内容証明の作成も含まれます。

●債権保全、債権回収のアドバイス

一定の売掛が発生する業種では、債権の保全や回収が必要となりますが、そのためのアドバイスをを行います。

また、取引先が倒産した場合の法的アドバイスも行います。

●顧客からの苦情、

クレームに対する対応の相談協議

小売業やサービス業など、一般顧客との接点の多い業態において、社内での対応に苦慮する顧客とのトラブルが生じた場合は弁護士にご相談ください。

●労務管理についてのアドバイス

従業員に気持ち良く働いてもらうことはビジネスを成功させるため大切なことですが、そのための諸規程のチェックや発生してしまったトラブルの対応協議などを行います。

●その他

月1回程度の社内会議への出席、新規ビジネスの法的問題点のチェック、株主総会のアドバイス、著作権・不正競争防止法・景品表示法などの諸法規についてのアドバイス、社内セミナー、研修のアドバイス

弁護士 江木大輔のホームページ

<http://www.egidaisuke.com/>

弁護士 江木大輔のブログ

<http://ameblo.jp/egidaisuke>

事務所の所在地

〒112-0013 東京都文京区音羽1-17-11 花和ビル602号
江木法律事務所 弁護士 江木 大輔
TEL : 03-5981-9626 / FAX : 03-5981-9627

お問い合わせ

TEL : 03-5981-9626

事務所案内図



◎東京メトロ有楽町線
護国寺駅6番出口徒歩1分

◎1階に、セブン-イレブン・上島珈琲店があるビルです。



経営者の良き相談相手として、 スピード感のある顧問弁護士導入のご提案

是非、法務部を作りませんか？

事業を行っている、さまざまな問題に直面します。

例えば、取引先から契約条件の変更を申し出があったり、契約書の提示などを受けたりします。もちろん、こちらからそのような申し出や契約書の提示などをしたと思うこともあるでしょう。

その際にどのように対応されていますか？

交渉事にはタイミングや駆け引きなどいくつか注意すべきポイントがあり、また、契約書はきちんとチェックすべき重要なポイントもあります。

そのような相談事について、是非、顧問弁護士を貴社の法務部として活用してください。

他にも、弁護士に相談できることはたくさんあります(裏面をご覧ください)。

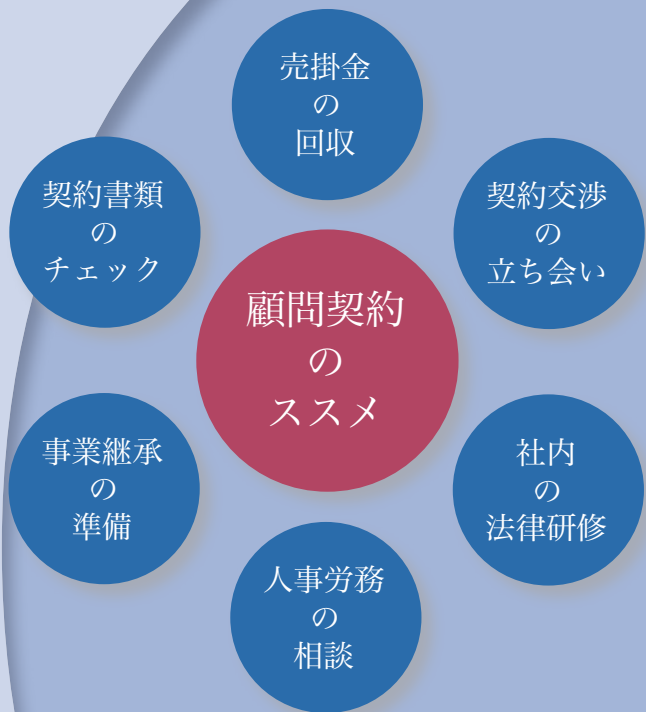
法律のスペシャリストである弁護士に相談できる環境を整えておくことは、大変な安心感があると思います。私自身も、つい最近まで自分で確定申告をしていたのですが、常々「これでいいのだろうか」と不安に思っていました。しかし、専門家である税理士に依頼することによりとても安心でき、業務に集中することができました。

「気になったことをすぐに相談できる」顧問弁護士制度の導入をご提案致します。

江木法律事務所

弁護士 江木 大輔

事業経営には法的リスクがあふれています。
あなたは経営されていて
このような不安を感じたことは
ありませんか



- ・いきなり残業代を請求された。どう対応しよう…
- ・社用車で交通事故が起きてしまった
- ・社内でセクハラの問題が持ち上がった
- ・内容証明が送られてきた
- ・契約書に不備がないか心配だ
- ・買ってくれた人にオマケつけたいがいのかな…
- ・社内で法律の研修をしたい
- ・取引先が倒産しそうだ。対応はどうすればいいか
- ・取引先が「いずれ払うから」といってなかなか支払わない
- ・株式の譲渡承認請求をされた
- ・相続に向けて事業承継の準備をしたい
- ・銀行とリスケ(リ・スケジュール)の交渉をしたい
- ・契約交渉に立ち会ってほしい

…そのために法務部門をあらたに設けるのは大変ですが
顧問弁護士を導入すれば年間60万円のコスト(標準額)で安心と信用
を買うことができます。

顧問契約の費用

標準額	月額 5万2500円(消費税込)
個人事業者、 小規模な事業者の方	月額 3万1500円(消費税込)

※業務内容に応じて増減を協議させて頂くことがあります。
※小規模な事業とは従業員が5名未満程度を目安としています。

顧問契約の疑問にお答えします

Q どこまで顧問契約の料金で対応してくれるのですか？

A 顧問業務の主な内容につきましては裏面の「顧問業務の内容」とおとりです。事業経営では取引先との契約、債権回収、人事労務などの問題が生じますので、これらの問題にも柔軟に対応しております。

また、費用についての基本的な考え方として、弁護士が代理人となって相手方と交渉したり法的手続を取ったりする場合には、顧問契約の範囲外として別途協議の上、報酬を定めさせて頂くことになります。

その場合の報酬基準については、ホームページ「弁護士江木大輔の法務ページ」の「ご費用について」の報酬基準を参考にさせて頂きたいと思いますが、顧問をさせて頂いておりますので、一定の減額をさせて頂きます。

「弁護士江木大輔の法務ページ」はこちらから

<http://www.egidaisuke.com/>

Q いつでも止められるのですか？

A 月単位での契約とさせて頂いておりますので、思ったよりも依頼する業務がなかったとか、相性が合わなかったなど、理由を問わず、いつでも解約して頂いてかまいません。安心してご利用ください。

Q どんな事業でも顧問になってもらえるのですか？

A 貸金業、風俗業については顧問をお引き受けしていません。また、反社会的勢力とのつながりのある事業者についても顧問は引き受けしていません。



弁護士
江木 大輔
(えぎ だいすけ)

略歴

1974年(昭和49年)千葉県佐倉市生まれ
広島県立祇園北高校
早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
2000年(平成12年)司法試験合格
2001年(平成13年)最高裁判所司法研修所入所 第55期
2002年(平成14年)司法修習終了

弁護士会の活動

第二東京弁護士会
平成15年4月から 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員
平成20年4月から 副委員長
平成17年4月から 司法修習委員会委員
平成19年4月から 平成23年3月まで仲裁センター委員

ひとこと

●弁護士として重視していることの一つはスピードです。相談した1週間後に回答を貰ってもその間とても不安になるだけです。チェックしてほしい契約書をメールで添付してもらい、出先であってもすぐにチェックして回答するなど、迅速な提案を心がけています。
●好きな作家は司馬遼太郎、浅田次郎などの歴史小説が好きです。最近では、藤沢周平原作の映画も取り揃えて見えています。